(3)　感染防止対策地域連携加算の施設基準
他の保険医療機関（感染防止対策加算1に係る届出を行った保険医療機関に限る。）との連携により感染防止対策を実施するための必要な体制が整備されていること。
(4)　抗菌薬適正使用支援加算の施設基準
抗菌薬を適正に使用するために必要な支援体制が整備されていること。
二十九の三　患者サポート充実加算の施設基準
(1)　患者相談窓口を設置し、患者に対する支援の充実につき必要な体制が整備されていること。
(2)　当該窓口に、専任の看護師、社会福祉士等が配置されていること。
三十　褥瘡ハイリスク患者ケア加算の施設基準等
(1)　褥瘡ハイリスク患者ケア加算の施設基準
イ　褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた専従の看護師等が褥瘡管理者として配置されていること。
ロ　褥瘡管理者が、褥瘡対策チームと連携して、あらかじめ定められた方法に基づき、個別の患者ごとに褥瘡リスクアセスメントを行っていること。
ハ　褥瘡リスクアセスメントの結果を踏まえ、特に重点的な褥瘡ケアが必要と認められる患者について、主治医その他の医療従事者が共同して褥瘡の発生予防等に関する計画を個別に作成し、当該計画に基づき重点的な褥瘡ケアを継続して実施していること。
ニ　褥瘡の早期発見及び重症化予防のための総合的な褥瘡管理対策を行うにふさわしい体制が整備されていること。
(2)　褥瘡ハイリスク患者ケア加算の注2に規定する厚生労働大臣が定める地域
別表第六の二に掲げる地域
(3)　褥瘡ハイリスク患者ケア加算の注2に規定する施設基準
イ　一般病棟入院基本料（急性期一般入院料1を除く。）を算定する病棟（特定機能病院及び許可病床数が四百床以上の病院の病棟並びに診療報酬の算定方法第一号ただし書に規定する別に厚生労働大臣が指定する病院の病棟を除く。）であること。
ロ　褥瘡ケアを行うにつき必要な体制が整備されていること。
ハ　褥瘡の早期発見及び重症化予防のための総合的な褥瘡管理対策を行うにふさわしい体制が整備されていること。
三十一　ハイリスク妊娠管理加算の施設基準等
(1)　ハイリスク妊娠管理加算の施設基準
イ　産婦人科又は産科を標榜する保険医療機関であること。
ロ　当該保険医療機関内に専ら産婦人科又は産科に従事する医師が一名以上配置されていること。
ハ　公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していること。
ニ　当該保険医療機関の屋内において喫煙が禁止されていること。
(2)　ハイリスク妊娠管理加算の対象患者
保険診療の対象となる合併症を有している妊婦であって、別表第六の三に掲げるもの
三十二　ハイリスク分娩管理加算の施設基準等
(1)　ハイリスク分娩管理加算の施設基準
イ　当該保険医療機関内に専ら産婦人科又は産科に従事する常勤医師が三名以上配置されていること。
ロ　当該保険医療機関内に常勤の助産師が三名以上配置されていること。
ハ　一年間の分娩実施件数が百二十件以上であり、かつ、その実施件数等を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
ニ　公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していること。
ホ　当該保険医療機関の屋内において喫煙が禁止されていること。
(2)　ハイリスク分娩管理加算の対象患者
保険診療の対象となる合併症を有している妊産婦であって、別表第七に掲げるもの
三十三から三十三の五まで　削除
三十三の六　精神科救急搬送患者地域連携紹介加算の施設基準
(1)　救急患者の転院体制について、精神科救急搬送患者地域連携受入加算に係る届出を行っている保険医療機関との間であらかじめ協議を行っていること。
(2)　精神科救急搬送患者地域連携受入加算に係る届出を行っていない保険医療機関であること。
三十三の七　精神科救急搬送患者地域連携受入加算の施設基準
(1)　救急患者の転院体制について、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算に係る届出を行っている保険医療機関との間であらかじめ協議を行っていること。
(2)　精神科救急搬送患者地域連携紹介加算に係る届出を行っていない保険医療機関であること。
三十四　総合評価加算の施設基準
(1)　介護保険法施行令第二条各号に規定する疾病を有する四十歳以上六十五歳未満の者又は六十五歳以上の者の総合的な機能評価を適切に実施できる保険医療機関であること。
(2)　当該保険医療機関内に、高齢者の総合的な機能評価に係る研修を受けた医師又は歯科医師が一名以上配置されていること。
(3)　介護保険法施行令第二条各号に規定する疾病を有する四十歳以上六十五歳未満の者又は六十五歳以上の者の総合的な機能評価を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三十五　削除
三十五の二　呼吸ケアチーム加算の施設基準等
(1)　呼吸ケアチーム加算の施設基準
イ　人工呼吸器の離脱のために必要な診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
ロ　当該加算の対象患者について呼吸ケアチームによる診療計画書を作成していること。
ハ　当該保険医療機関の屋内において喫煙が禁止されていること。
(2)　呼吸ケアチーム加算の対象患者
次のいずれにも該当する患者であること。
イ　四十八時間以上継続して人工呼吸器を装着している患者であること。
ロ　次のいずれかに該当する患者であること。
①　人工呼吸器を装着している状態で当該加算を算定できる病棟に入院（転棟及び転床を含む。）した患者であって、当該病棟に入院した日から起算して一月以内のもの
②　当該加算を算定できる病棟に入院した後に人工呼吸器を装着した患者であって、装着した日から起算して一月以内のもの